

錦江町農業委員会 8月総会議事録

○ 開催日時 平成29年8月24日(木) 午後4時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(15人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	安水 純一
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 栄

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第22号 農地法第4条許可申請について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

委嘱第1号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱について

委嘱第2号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱について

委嘱第3号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱について

委嘱第4号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱について

委嘱第5号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱について

委嘱第6号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱について

委嘱第7号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱について

委嘱第8号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱について

議 長	<p>只今より平成29年8月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番 鳥越委員と5番 徳永委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
12番 内菌委員	31日は全員ですか。
議 長	全員です。
議 長	他に質疑はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第22号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第22号について説明いたします。</p> <p>資料については、2頁、3頁をご覧ください。</p> <p>受付番号1号は、農家住宅建設のための申請となっています。</p> <p>申請者はF・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字城814番2、地目は畑、地積は617㎡となっています。</p> <p>4頁から7頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌委員です。以上です。</p>

議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、12番内菌委員お願いします。</p>
12番内菌委員	<p>はい。それでは調査報告をいたします。</p> <p>8月18日に徳永委員と事務局2名の4名で調査いたしました。</p> <p>先ず場所ですが、5頁をご覧ください。5頁の真ん中の右側の方に申請地があります。旧JAスタンドからKの集落内に入って行きまして、申請人のF・Yさんの自宅の西側にある畑になります。</p> <p>集落内にある農地で農地区分は2種農地となります。また、転用面積も農家住宅の転用基準面積1,000㎡以内の617㎡でありますので、転用するにあたり何ら問題は無いと判断したところです。皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上で調査報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第22号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第23号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は123筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議案第23号のうち、受付番号49号から55号までを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第23号のうち、受付番号49号から55号までについて説明いたします。</p> <p>先ず受付番号49号の貸し人はK・Yさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字並木ノ上5784番2、地目は田、地積は1,577㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年8月25日から平成34年12月14日まで、小作料金は米(粳)1俵となっています。</p> <p>借り人は、H・Mさん、H自治会在住の方です。</p> <p>H・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、雇用が1人で100日、自作地1,307㎡、小作地5,193㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、田植機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、11番 毛下委員です。</p> <p>次の受付番号50号の貸し人はT・Tさん、M町在住の方です。</p> <p>申請地は神川字平内1468番1、地目は畑、地積は3,191㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、小作料金は46,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、M・Zさん、B自治会在住の方です。</p> <p>M・Zさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者3名、雇用が3人で240日、自作地53,506㎡、小作地21,328㎡で、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラック、軽トラック、動噴、裾払機、肥料散布機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号51号の貸し人はT・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字川路中迫1658番、地目は畑、地積は2,773㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、小作</p>

料金は36,000円となっています。

借り人は、受付番号50号と同じM・Zさんです。

次の受付番号52号、53号の貸し人はT・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は52号が神川字川路中迫1645番1、地目は畑、地積は1,703㎡、53号が神川字川路中迫1659番1、地目は畑、地積は4,436㎡で、2筆の合計は6,139㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、小作料金は52号が26,000円、53号が60,000円となっています。

借り人は、受付番号50号と同じM・Zさんです。

次の受付番号54号、55号の貸し人はT・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は54号が神川字矢太郎落1718番、地目は畑、地積は6,083㎡、55号が城元字六反田宇都2217番1、地目は畑、地積は1,260㎡で、2筆の合計は7,343㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、小作料金は54号が90,000円、55号が20,000円となっています。

一方、借り人は、T・Yさん、B自治会在住の方です。

T・Yさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者4名、雇用が5人で100日、自作地117,654㎡、小作地28,716㎡で、茶、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラック4台、トラクター、茶摘採機各1台となっています。

受付番号50号から55号までの担当調査員は、14番 本釜委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号49号について、11番 毛下委員お願いします。

11番
毛下委員

はい。報告します。

この田は、今までもHさんが借りて米を作られておりましたが、昨年、Yさんの両親が共に亡くなられたということで、利用権を結んでおくことになりました。Hさんはスーパーを経営しながら農業をされています。場所は、原から雄川をって平石に抜ける道で、日当たりの良いところです。よろしく願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号50号から55号までについて、14番 本釜委員お願いいたします。</p>
14番 本釜委員	<p>はい。受付番号50号から55号について報告いたします。こちらは6筆全部茶園になっております。50号から53号までの4筆なのですが、12月まで、次の54号、55号のT・Yさんが耕作されます。以後、同じ盤山のM・Zさんが引き続き耕作されることになりました。MさんはY茶工場の代表をされていますし、認定農業者でもあり、何ら問題は無いと考えます。</p> <p>54号、55号のTさんなのですが、茶工場の組合員でもあり、茶園も草払いも綺麗にされており、何ら問題は無いと考えます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
4番 鳥越委員	<p>今、大体茶の場合は平均15,000円ぐらいが相場でしょう。昔ののがすごく高いもんだから。</p>
1番 宿利原(勝)委員	<p>昔は6万円ぐらいしごったとをなあ。</p>
4番 鳥越委員	<p>だから下げてくれと言われたときに、どの程度下げれば良いかと思って。</p>
5番 徳永委員	<p>50番から53番までは、Tさんが契約を結んでいらっしゃるんですか。</p>
事務局	<p>そうです。今契約されていて今度更新に当たってされないので、引き続き新規でMさんが借ります。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 2 3 号のうち、受付番号 4 9 号から 5 5 号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第 2 3 号のうち、受付番号 4 9 号から 5 5 号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 2 3 号のうち受付番号 4 9 号から 5 5 号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 2 3 号のうち、受付番号 5 6 号から 1 7 1 号までを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 2 3 号のうち、受付番号 5 6 号から 1 7 1 号までについて説明いたします。</p> <p>受付番号 5 6 号から 1 7 1 号までについては、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元の配分計画案をご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。</p> <p>今回、大根占地区の小字の鳥ノ巣、不動ヶ上、道ノ迫、道ノ迫平については、地域集積に取り組んだものでございます。</p> <p>その他については、経営転換、耕作者協力金の対象となっているもの、協力金の対象にはならないけれども、農地中間管理事業を使って利用権を結ぼうとするものです。</p> <p>審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>初めての方もいらっしゃいますので、農地中間管理事業について若干説明をさせていただきます。</p> <p>(農地中間管理事業について説明)</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、しばらく資料の方に目を通してください。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第23号のうち、受付番号56号から171号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第23号のうち、受付番号56号から171号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第23号のうち、受付番号56号から171号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、委嘱第1号から委嘱第8号までの錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱について一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>先程開催いたしました評価委員会におきまして、各地区から応募のあった方について評価して頂きました。</p> <p>その結果、お手元にお配りしました8名の方を最適化推進員として委嘱するというご提案でございます。</p> <p>よろしくご審議下さるようお願いいたします。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>ご意見も無いようですので、これから採決いたします。</p> <p>採決については、一人ずつ採決します。</p> <p>先ず、委嘱第1号について採決します。</p> <p>馬場地区の最適化推進委員として、内菌政文さんを委嘱することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、委嘱第1号については、原案のとおり委嘱することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、委嘱第2号について採決します。</p> <p>城元地区の最適化推進委員として、山中 徹さんを委嘱することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、委嘱第2号については、原案のとおり委嘱することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、委嘱第3号について採決します。</p> <p>神川地区の最適化推進委員として、水流佳文さんを委嘱することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、委嘱第3号については、原案のとおり委嘱することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、委嘱第4号について採決します。</p> <p>宿利原地区の最適化推進委員として、竹原政洋さんを委嘱することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、委嘱第4号については、原案のとおり委嘱することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、委嘱第5号について採決します。</p> <p>池田地区の最適化推進委員として、安水峯晴さんを委嘱することにご異議ありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、委嘱第4号については、原案のとおり委嘱することに決定しました。
議 長	ここで、8番 鍋委員の退室を求めます。 「鍋 委員退室」
議 長	次に、委嘱第6号について採決します。 麓地区の最適化推進委員として、西川 健児さんを委嘱することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、委嘱第6号については、原案のとおり委嘱することに決定しました。
議 長	ここで、8番 鍋委員の入室を求めます。 「鍋委員 入室」
議 長	次に、委嘱第7号について採決します。 上部地区の最適化推進委員として、折小野道夫さんを委嘱することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、委嘱第7号については、原案のとおり委嘱することに決定しました。
議 長	次に、委嘱第8号について採決します。 大原地区の最適化推進委員として、横原利己さんを委嘱することにご異議ありませんか。

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、委嘱第8号については、原案のとおり委嘱することに決定しました。
議長	ここで追加日程1として、担当地区の見直しについてを議題とします。 資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。 (資料配布) 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 お手元にお配りしました。担当地区割り案をご覧ください。 ただいま、最適化推進委員の委嘱が決定しましたので、農業委員、推進委員をそれぞれの担当地区の集落ごとの地区割(案)作ってみましたので、皆様のご意見を頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	意見が無いようですので、このとおり担当地区を決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、担当地区の見直しについては決定しました。
議長	以上で、平成29年8月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

5 番

議事録調整者 窪 和人